

電子申請 談義

J A 1 R I Z

すでに本誌 第 64 号で、7 N 4 S G U 局が紹介されていますが、最近は少し変わってきているようです。

電子申請として、全体に共通する方法は、S G U 局が紹介されている通りで、①「マイナンバーカード」作成②「電子証明書」の取得③ I C カードリーダーライタの用意④パソコンに利用者クライアントソフトをダウンロードし設定⑤無線局申請だけでなく各種の行政手続きが電子申請で出来るようになる。 というものです。

こちらの方は国から認められた認証機関に認証してもらって、各種電子申請するというものです。

一方、総務省電波利用 申請・届出の範囲に限って電子申請する方法があり、『**総務省電波利用 電子申請・届出システム Lite**』として運用されているものです。こちらの特徴は、総合通信局に「新規ユーザ登録」するだけで、面倒なマイナンバーカードや電子証明書を必要としないので、簡便に「電子申請」ができることとなります。

流れは①新規ユーザ登録：総務省総合通信局のホームページで必要事項をインプットすると郵便で ID・パスワードが届きます。②この ID とパスワードを使って、希望の申請手続（再免許・開設・変更など）がパソコンからできるようになります。③手数料納付（ペイジー:金融機関、ゆうちょ）④免許状受取り（直接窓口、返信用封筒別送、送料受取人払い）となっていて正式な電子申請より簡便になっています。それに、この方法だと、書面申請に比べて手数料が約 3 割安になっていること、処理期間が早くなる（書面は約 1 ヶ月程度、電子申請は最短 1 週間程度の実績）というという利点があります。

当局は今夏が再免期限になっていたのも、この届出システム Lite により電子申請をしました。ユーザ登録すると 1 週間かからずに郵便で ID とパスワードが届き、パソコンから直ぐに申請ができ、すぐ審査終了、手数料納付の連絡、郵便局のペイジーで手数料納付後、審査終了という具合に 1 日単位で作業が進み、申請から約 1 週間で再免許状を手にする事が出来ました。

今回の再免許申請についてはとても楽にできました。機会がありましたら、変更申請等もやってみたいと思います。こちらの方は型式認定が取れている機器であれば電子申請できるのですが、J A R D 等で認定してもらわなければならないものは、直接、総務省には出せないようですから、ご確認いただければと思います。

行政処理の簡素化の流れがどんどん進んできている様ですが、新しいものも億劫がらずにやってみる事も必要と感じた次第です。

(完)